

新たに70歳になられる 人も窓口1割負担の制度 があります。

(2015年3月診療分まで)

○京都府の制度で、本来は65～69歳の方で、医療費が1割になることがあります。
下記、要件欄参照してください。

○今年の4月から70歳になられる方の医療費窓口負担が2割になりました。

○4月以降に70歳になられる方で、これまで、公費41を持っておられた方は、来年3月末受診分まで1割負担のままとなります。

☆今年の4月以降に70歳になられた方で、これまで公費41を持っておられなかった場合でも、新たに申請し要件を満たせば1割負担となります。

詳しくは、お住まいの市町村にお尋ね下さい。ご本人が、役所窓口で申請しないと受けられません。

下記に該当する方は、お住いの市町村の窓口におたずねください。

▼この制度は保険診療の自己負担を助成する制度です。老人保健法に準ずる一部負担金の支払いとして取り扱われます。

▼受給要件は所得税非課税世帯、もしくは老人世帯（一人暮らし、寝たきり、同居親族が皆六十歳以上など）に属する六十五歳から六十九歳の医療保険加入者。ただし、所得制限があります。

▼受診する時、京都府内の医療機関では、健康保険証と受給者証を提示します。保険診療の自己負担が1割になります。

▼外来や入院、病院、診療所、歯科の区分なく、調剤薬局でも使えます。

▼申請窓口は、以下の通りです。保険証と印鑑を持って申請して下さい。

(宇治市：年金医療課 、 城陽市：国保医療課 、 久御山町：国保医療課)

やましろ健康医療生活協同組合

あさくら診療所